



# 山形県公報

平成26年7月29日(火)  
第2566号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁北村山建設総務課) ……829
- 県道の供用の開始……………(最上総合支庁建設総務課) ……830
- 都市計画事業の認可……………(都市計画課) ……同
- 道路の位置の指定……………(村山総合支庁建築課) ……同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号(不在者投票のできる病院等の指定)の一部改正……………同

### 公 告

- 平成26年度自衛官候補生の募集……………(市町村課) ……831
- 小国鳥獣保護区特別保護地区の再指定……………(みどり自然課) ……同
- 県営住宅入居者の一般公募……………(村山総合支庁建築課) ……832

## 告 示

### 山形県告示第695号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成26年7月29日から同年8月11日まで縦覧に供する。

平成26年7月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 尾花沢関山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                              | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長         |
|----------------------------------|------|--------------------|-------------|
| 東根市三日町三丁目665番2から<br>同 本丸南一丁目1番まで | 旧    | 10.0メートル<br>} 6.8  | メートル<br>571 |
| 同 上                              |      | 18.0メートル<br>} 12.0 | メートル<br>991 |
| 同 上                              | 新    | 18.0メートル<br>} 12.0 | 同 上         |

**山形県告示第696号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成26年7月29日から同年8月11日まで縦覧に供する。

平成26年7月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 最上小野田線
- 2 供用開始の区間 最上郡最上町大字富沢字大森3816番5から  
同 2326番13まで
- 3 供用開始の期日 平成26年8月19日

**山形県告示第697号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成26年7月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称 寒河江市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
(1) 種類 寒河江市都市計画道路事業  
(2) 名称 3・4・8号山西米沢線
- 3 事業地  
(1) 取用の部分 寒河江市大字寒河江字内の袋地内  
(2) 使用の部分 なし
- 4 事業施行期間 平成26年7月29日から平成30年3月31日まで

**山形県告示第698号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び寒河江市役所において縦覧に供する。

平成26年7月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私道村総建第147号
- 2 指定の場所 寒河江市大字寒河江字鷹の巣7番2、8番2
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル  
延長73.31メートル
- 4 指定年月日 平成26年7月18日

**選挙管理委員会関係****告 示****山形県選挙管理委員会告示第24号**

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成26年7月29日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊 谷 誠

- 1 病院の項の表中 「 〃 本町一丁目6番17号 」 を 「 〃 嶋北四丁目5番5号 」 に改める。

## 公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、自衛官候補生の募集を次のとおり行う。

平成26年7月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 募集期間等

| 募集種目           | 募集期間                      | 試験期日                              | 試験の概要                        | 試験場の位置                                 | 試験場の名称                                                                              | 採用時期            |
|----------------|---------------------------|-----------------------------------|------------------------------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 自衛官候補生<br>（男子） | 平成26年8月1日（金）から同年9月9日（火）まで | 平成26年9月19日（金）又は同月20日（土）のうち指定する1日  | 筆記試験<br>適性検査                 | 山形市<br>鶴岡市<br>酒田市<br>新庄市<br>東根市<br>南陽市 | 山形大学小白川キャンパス<br>鶴岡合同庁舎<br>酒田市公益研修センター<br>新庄合同庁舎<br>東根地域職業訓練センター<br>南陽市中央公民館（えくぼプラザ） | 平成27年3月下旬又は4月上旬 |
|                |                           | 平成26年10月5日（日）から同月8日（水）までのうち指定する1日 | 口述試験<br>身体検査                 | 東根市                                    | 陸上自衛隊神町駐屯地                                                                          |                 |
| 自衛官候補生<br>（女子） |                           | 平成26年9月26日（金）                     | 筆記試験<br>適性検査<br>口述試験<br>身体検査 | 東根市                                    | 陸上自衛隊神町駐屯地                                                                          |                 |

### 2 応募手続

応募しようとする者は、自衛隊山形地方協力本部において志願票及び受験票を受け取り、これに所定の事項を記入して、住所地を管轄する市町村長又は自衛隊山形地方協力本部に提出すること。

### 3 その他

詳細については、自衛隊山形地方協力本部（電話023(622)0711）、市役所、町村役場又は山形県企画振興部市町村課（電話023(630)2075）に問い合わせること。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、特別保護地区を次のとおり指定する予定である。

なお、関係書類は、環境エネルギー部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において平成26年8月12日まで縦覧に供する。

平成26年7月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 名 称 小国鳥獣保護区特別保護地区

2 区 域 縦覧に供する図面のとおり

3 存続期間 平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

### 4 保護に関する指針の案

(1) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

小国鳥獣保護区は、小国町の西部に位置し、標高500メートル前後の低山が連なる丘陵地帯で、ミズナラや

コナラ等の落葉広葉樹林の中にスギ、カラマツ林等が混在する変化に富んだ林相となっている。周囲には、荒川や足水川等の河川が流れ、ニホンツキノワグマやニホンカモシカといった大型鳥獣をはじめとする森林鳥獣が多数生息している。

特に、小国鳥獣保護区の中でも当該区域は、険しい地形でブナ林が原生林に近い形で残っており、鳥獣の良好な生息環境となっている。

このため、小国鳥獣保護区の中でも、特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、引き続き特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

(3) 管理方針

区域内の定期的な巡視により、生息環境の把握に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないように留意する。

鳥獣保護区内には、気軽に森林浴やレクリエーションができる健康の森横根が整備されていることから、利用者にはゴミの持ち帰りやマナー等について指導し、特別保護地区内の生息環境を良好に維持するよう努める。

5 意見書の提出

当該区域の住民及び利害関係人は、1から4までの事項について意見書を提出することができる。

(1) 意見書の受付期間

平成26年7月29日から同年8月12日まで

(2) 意見書の提出先

環境エネルギー部みどり自然課又は置賜総合支庁保健福祉環境部環境課

---

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県公営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成26年7月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称           | 所在地                    | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分                | 家賃                           |                                         |                                         |                                         | 摘要     |                                         |                                         |     |
|--------------|------------------------|------|-------------------------------|------|-------------------|------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|--------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|-----|
|              |                        | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |                   | 収入が<br>104,000円<br>以下の者<br>円 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者<br>円 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者<br>円 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者<br>円 |        | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者<br>円 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者<br>円 |     |
| 県営鈴川第二アパート2号 | 山形市鈴川町三丁目18-51         | 3K   | 44.4                          | 1    | 一般用               | 12,300                       | 14,300                                  | 16,300                                  | 18,000                                  | 18,000 | 18,000                                  | 3月分の家賃に相当する額                            |     |
| 同 3号         | 同 17-25                | 同    | 44.4                          | 1    | 同                 | 12,100                       | 14,000                                  | 16,000                                  | 18,100                                  | 18,600 | 18,600                                  |                                         |     |
| 同 五十鈴アパ一ト3号  | 同 大野目二丁目2-46           | 同    | 51.2                          | 1    | 同                 | 14,700                       | 17,000                                  | 19,500                                  | 22,000                                  | 24,900 | 24,900                                  |                                         |     |
| 同 桜町アパ一ト2号   | 同 桜町四丁目12-20           | 3DK  | 61.0                          | 1    | 同                 | 20,000                       | 23,100                                  | 26,400                                  | 29,800                                  | 34,000 | 39,300                                  |                                         |     |
| 同 宮町アパ一ト1号   | 同 宮町二丁目8-23            | 同    | 66.5                          | 1    | 同                 | 22,300                       | 25,800                                  | 29,500                                  | 33,300                                  | 38,000 | 41,400                                  |                                         |     |
| 同 きたまちアパ一ト1号 | 同 桜町三丁目2-15            | 同    | 73.1                          | 1    | 同                 | 28,100                       | 32,400                                  | 37,000                                  | 41,800                                  | 47,700 | 55,100                                  |                                         |     |
| 同 土屋倉アパ一ト2号  | 同 土屋倉アパ一ト3             | 同    | 51.8                          | 1    | 同                 | 12,700                       | 14,600                                  | 16,800                                  | 18,900                                  | 21,600 | 24,900                                  |                                         |     |
| 同 鷲ヶ袋アパ一ト1号  | 同 旭町二丁目7-1             | 同    | 54.6                          | 1    | 同                 | 13,300                       | 15,400                                  | 17,600                                  | 19,800                                  | 22,700 | 26,200                                  |                                         |     |
| 同 2号         | 同 7-2                  | 同    | 55.7                          | 1    | 同                 | 13,800                       | 15,900                                  | 18,200                                  | 20,600                                  | 23,500 | 27,100                                  |                                         |     |
| 同 長岡アパ一ト2号   | 同 天童市中里一丁目2-2          | 2DK  | 63.4                          | 1    | 特定目的用<br>(高齢・障害用) | 22,900                       | 26,400                                  | 30,200                                  | 34,100                                  | 38,900 | 44,900                                  |                                         | 単身可 |
| 同 交り江アパ一ト1号  | 同 交り江五丁目10-1           | 3DK  | 62.8                          | 1    | 一般用               | 17,200                       | 19,900                                  | 22,800                                  | 25,700                                  | 29,300 | 33,900                                  |                                         |     |
| 同 近江アパ一ト1号   | 同 東村山郡山辺町近江1-1         | 同    | 64.2                          | 1    | 同                 | 18,900                       | 21,900                                  | 25,000                                  | 28,200                                  | 32,200 | 37,200                                  |                                         |     |
| 同 左沢アパ一ト     | 同 西村山郡大江町大字藤田字藤田原264-3 | 同    | 59.3                          | 1    | 同                 | 13,500                       | 15,500                                  | 17,800                                  | 20,100                                  | 22,900 | 26,500                                  |                                         | 単身可 |
| 同            | 同                      | 同    | 59.3                          | 1    | 同                 | 13,500                       | 15,500                                  | 17,800                                  | 20,100                                  | 22,900 | 26,500                                  |                                         |     |

|                  |                               |   |      |   |   |        |        |        |        |        |        |
|------------------|-------------------------------|---|------|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 同 楯岡アパー<br>ト     | 村山市楯岡笛田<br>四丁目6-23            | 同 | 54.6 | 2 | 同 | 13,300 | 15,400 | 17,600 | 19,800 | 22,700 | 26,200 |
| 同 楯岡中町ア<br>パー卜   | 同 中町<br>5-1                   | 同 | 63.7 | 1 | 同 | 20,700 | 23,900 | 27,300 | 30,800 | 35,200 | 40,700 |
| 同 東根中央ア<br>パー卜2号 | 東根市中央四丁<br>目3-2               | 同 | 64.2 | 1 | 同 | 19,600 | 22,600 | 25,900 | 29,200 | 33,300 | 38,500 |
| 同 大石田アパ<br>ー卜    | 北村山郡大石田<br>町大字大石田甲<br>623-157 | 同 | 59.4 | 1 | 同 | 14,600 | 16,800 | 19,200 | 21,700 | 24,800 | 28,600 |

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他、国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成26年8月6日から同月12日まで（月曜日は休館日となります。）（受付時間：午前10時から午後6時まで）（ただし、郵送の場合は、平成26年8月12日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産

5 入居の時期 平成26年10月1日